

阪神淡路大震災における練習船の救援活動実績について

独立行政法人航海訓練所
教育部 乾 眞

1. はじめに

新潟中越地震、スマトラ島沖地震・インド洋津波災害、次々と日本列島を直撃した台風による風水害等、自然災害による被害は記憶に新しい。四面を海に囲まれている我が国にあって、これら自然災害における「船」の役割は大きく、船の運航者にとって、また、船員養成機関として何をすべきかを整理しておく必要がある。そこで今回は、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災時における航海訓練所所属の練習船の救援活動実績を紹介するとともに、その際に得た教訓をもとに「自然災害にも活用できる練習船の機能」について、わずかながら私見を述べさせていただきます。



写真1 平成16年6月に就航した銀河丸



写真2 帆走航海中の日本丸

2. 航海訓練所の業務

航海訓練所は、昭和18年、商船船員教育を充実させる目的で、練習船を統合管理する新たな商船教育体制として逓信省海務院に設立された。昭和20年、官制改正により運輸省へ移管後、社会情勢や海運界の動向を背景に、さらには行政改革及び中央省庁等再編による変革を経て、現在に至っている。

平成13年4月に独立行政法人としてスタートした航海訓練所は、「日本丸」「海王丸」の帆船、タービン船である「大成丸」及びディーゼル船「銀河丸」「青雲丸」合計5隻の練習船を運航しながら、「航海訓練業務」、「研究業務」及び「附帯業務」を実施している。

航海訓練所は、表1に示すとおり多くの教育機関から学生又は生徒を受入れ、3級海技士又は4級海技士の養成コース別、航海科又は機関科の科別に応じた実習訓練を実施している。



写真3 操帆訓練を行う航海科実習生



写真 4 溶接作業を行う機関科実習生



写真 5 機器作動状況を英語で説明する実習生

具体的な実習内容は、STCW条約(船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)や国内法(船舶職員及び小型船舶操縦者法)に定められた訓練項目をベースとしながら、船員として必要な資質教育、海運界から求められるニーズに対応した取組や工夫を取り入れたものとしている。

3. 救援活動実績

各練習船では、年間を通じて実習生を受入れ、実習生の種類に応じて実習訓練を展開しているため、航行日数が200日を超え、300日程度を基地港である東京から離れて航海を続けている。

平成7年1月17日(当時、6隻の練習船を運航)、1隻は遠洋航海のため日本を離れ、5隻が内地訓練航海にあった。遠洋航海を間近に控えていた大成丸は、震災発生時、尾鷲から神戸へ向けて「友が島水道」付近を航行中であつた。当直航海士、機関士は勿論のこと、船内全ての者が、船底から突き上げるような強い衝撃を感じた。当日10時に神戸入港を計画していた本船は、即座に大阪へ寄港地を変更し、神戸分室勤務の職員とともに、震災状況の把握及び職員・実習生の家族の安否確認等、情報収集に努めた。

一方、横浜の本所では、緊急対策会議を開催し、これらの情報を基に支援すべき内容と実習訓練との兼ね合い等について検討を重ねた結果、震災被害の甚大さ、神戸商船大学及び海技大学校への支援の必要性、深い関わりのある神戸港への復興支援を第一として、実習訓練に支障を来すことのない範囲内で最大限の支援活動を実施することを決定した。

具体的な支援内容は、平成7年1月23日～1月31日までの間、内地訓練航海を続ける銀河丸、北斗丸及び海王丸の航海計画・実習訓練を変更し、順次、神戸港第6区(神戸商船大学、海技大学校沖)に錨泊させ、次の活動を行わせるものであつた。

両校に避難している市民に対する清水及び暖かい食事の供給

援助活動を行っている両校職員等への支援

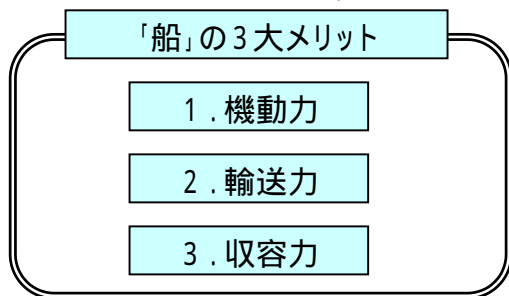
なお、活動内容については、神戸商船大学及び海技大学校との協議によるものであつた。これを受けて、練習船で行った救援活動は表2に示すとおりである。

4. 自然災害に対する「船」の役割

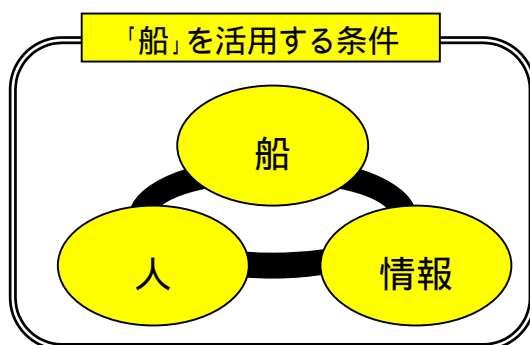
自然災害への救援・支援に対して、「船」

はどのような役割を担うことができるのであろうか。「船」の持つメリットを考え、それらを活かすための条件を整理し、効果的かつ適切な支援活動を行うためには何が必要かを検討してみることにする。

「船」はその特性から、早期に被災現場近くまでアクセスできる「機動力」、一度にたくさんの人・物を運ぶことができる「輸送力」、そして、衣食住を提供できる「収容力」というメリットを有している。



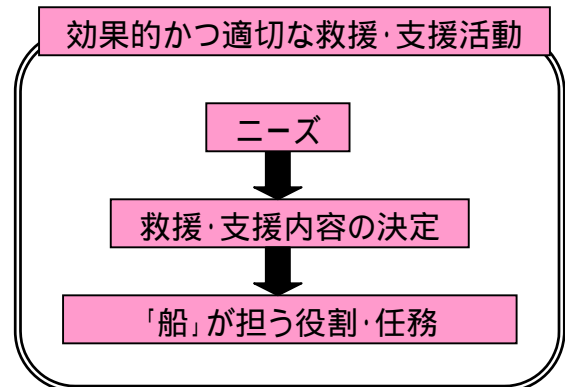
しかしながら、自然災害の救援・支援活動に「船」を活用するためには、堅牢で機能的なハード面を備えた「船」、船を運航する知識・技能は勿論のこと、緊急事態にも順応できる資質を有した運航者「人」、被災地の状況や航海に必要な様々な「情報」を備えておく必要がある。



実際に「船」を活用して救援・支援作業にあたる際には、これらをコントロールする機能・体制を確保しておく必要がある。

つまり、港湾施設や港の形状によっては、

アクセスできる船が制約される。1隻のみ救援・支援活動に参加したところで、その効果は少ない。逆に、多くの船が無秩序に行動した場合、却って混乱を招くこととなり、2次災害が発生することになる。



また、救援・支援の内容は、被災者の要求に応じたものでなければならない。自然災害の規模や時間の経過等によって、被災地・被災者の状況が時々刻々変化する。例えば、水や食料が不足している状況が救援・支援活動により改善されれば、次の段階で風呂や暖かい食事へと要求が変わってくる。そういった意味で、被災者のニーズを的確に把握した上で、救援・支援内容を決定し、船が有機的に機能できるよう船団を形成し、船の特徴を活かした役割・任務を分担させるコントロール機能が不可欠である。

5. 自然災害における貢献

効果的かつ適切な救援・支援活動のコントロールは行政に委ねるとして、「船」「運航者」「教育機関」「海運会社」それぞれの立場で自然災害に対する備えが必要であることは言うまでもない。

航海訓練所の練習船は、前述のとおり、航海訓練が使命であるから、その支障のない範囲でとなると、どうしても「機動力」に欠け

る。また、各練習船は、実習生定員 120 名から 180 名の収容力を持ちながらも、常時 70% 以上の実習生を乗船させていることから、「輸送力」や「収容力」に欠ける。

しかしながら、阪神淡路大震災で行ったような活動を中心とした「人的支援」は可能であり、また、船の運航者を養成する航海訓練所は、船を活用させる条件する「人の育成」で貢献することができる。

その意味で、気象海象や津波に対する知識や備え、救命救急方法、医療チームへの援助等、教育内容や教材の充実については、今後の課題となる。

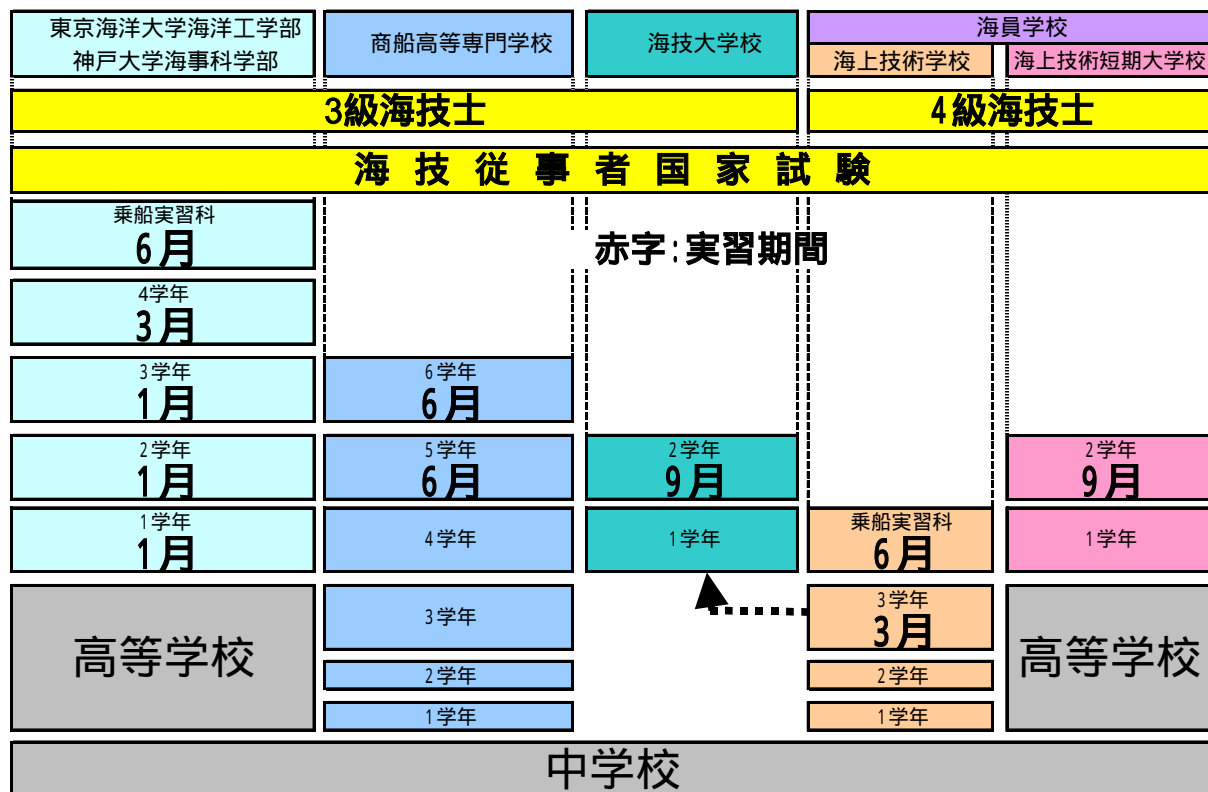
ところで、震災当時、当所は青雲丸の代替建造の基本計画の策定を進めていた。救援・支援活動に際してヘリコプターが達着できる機能を保有できるよう真剣に検討したが、

様々な制約から、多人数の実習生を受入れる練習船としての機能との両立は断念せざるを得なかった。

6. おわりに

神戸大学海事科学部では、「海の防災拠点」の役目も備えた「自然災害にも活用できる」練習船の建造を目指していると聞く。従来の練習船機能に加え、ハード面・ソフト面ともに自然災害に対する充実した機能を備えた練習船が活躍することは、心強い限りである。また、この動きを契機として、国や地方公共団体といった行政機能が、積極的にリーダーシップをとり、機能的かつ効率的な救援・支援体制を確立させていく気運に発展することを期待したい。

表 1 商船教育機関と実習期間



海員学校司ちゅう・事務科(1学年) 10日
 開発途上国船員養成研修(研修期間14月) 3月

表2 救援活動内容

月 日	担当船等	活動内容等
1月17日	-	兵庫県南部地震発生
	本所	航海訓練所対策会議 第1回会議開催
	大成丸	大阪港へ変更決定
1月20日	本所	救援活動に協力することを所内決定し、運輸省へ報告。
1月21日	銀河丸	神戸深江沖錨地(F-3)着
		乗組員・実習生からの救援物資を商船大へ贈呈
1月23日	銀河丸	商船大(大学地区及び寮地区)へ朝食及び夕食(400食)を供食
		芦屋市役所及び東灘区役所における救援活動の支援
1月24日	銀河丸	商船大(大学地区及び寮地区)へ朝食及び夕食(400食)を供食
		芦屋市役所及び東灘区役所における救援活動の支援
1月25日	銀河丸	神戸深江沖錨地(F-3)発
	北斗丸	大阪港にて日本船主協会の救援物資を交通艇に積み込み
		大阪港沖錨地から神戸深江沖錨地(F-3)へシフト
		日本船主協会の救援物資陸揚げ、商船大へ引渡し
1月26日	北斗丸	商船大(大学地区及び寮地区)へ夕食(500食)を供食
		商船大(大学地区及び寮地区)へ朝食及び夕食(500食)を供食
		芦屋市役所及び東灘区役所における救援活動の支援
1月27日	北斗丸	海技大及び商船大(大学地区及び寮地区)へ朝食及び夕食(500食)を供食
		芦屋市役所及び東灘区役所における救援活動の支援
1月28日	北斗丸	海技大及び商船大(大学地区及び寮地区)へ朝食(500食)を供食
		神戸深江沖錨地(F-3)発
	海王丸	神戸深江沖錨地(F-3)着
		海大・商船大・芦屋市役所・東灘区役所関係者との打ち合わせ
1月29日	海王丸	商船大(大学地区及び寮地区)へ夕食(440食)を供食
		海技大は自衛隊が対応
1月30日	海王丸	海技大及び商船大(大学地区及び寮地区)へ朝食及び夕食(500食)を供食
		芦屋市役所及び東灘区役所における救援活動の支援